【郷原委員長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成25年度第6回年金業務監視委員会を開催いたします。

なお、草野委員につきましては、本日、所用のため欠席されております。

前回の委員会では、失踪宣告を受けた者の消滅時効に関する取扱いについて、以前はその起算日が審判確定の時点とされていたのが、2年前に疑義解釈の差替えという措置によって変更されて、失踪宣告によって死亡したとみなされた日から消滅時効が進行するという解釈がとられるに至っていることについて、委員会のほうから問題を指摘し、厚生労働省から見解を説明してもらったところです。

そのような指摘を受けて、厚生労働省では、この死亡一時金について請求期間の取扱いを変更し、審判確定の日から2年以内に請求したものについては時効を援用しないと。死亡一時金を支払うという措置をとられることにされたわけですが、こういった取扱いが行われたことも踏まえて、我々委員会のほうから、そもそもこの消滅時効についての解釈の変更が、疑義照会の差替えという、単なる内部文書のみによって行われて、国民に対して全く周知されていなかったこと、それどころか日本年金機構の現場においてもそのことが十分に認識されていなかったと思えること、それに、今回、我々の指摘を受けて時効を援用しないという措置によって、結局のところ、死亡一時金については解釈変更前と同じような措置がとられるに至ったわけですが、それについて、この2年間に死亡一時金の請求を断念したり、その機会を失ったりした人がいる可能性がある。その辺についての周知はどのようになっているのかというようなことについて、こちらから御質問し、検討をしていただくようにお願いをしたわけです。

これらの点について厚生労働省、あるいは年金機構のほうで、その後の検討の結果、そして、とられた措置の内容について、まず説明していただきたいと思います。では、お願いします。

【池上給付事業室長】 厚生労働省年金局事業管理課給付事業室長の池上でございます。 お手元にお配りさせていただいております説明資料、それから後ほど参考資料について も御説明させていただこうと思います。 年金に関する解釈変更等の周知についてでございますけれども、まず1ページ目で、法 律解釈の周知についての現状を整理いたしております。大きく2つに分かれていますが、

(1)の制度改正に伴う法律解釈につきましては、年金局から日本年金機構に通知を行うとともに、地方厚生局を通じて市町村に通知するほか、全国社会保険労務士会連合会にも連絡をして周知を図っているところでございます。それから、その通知については厚生労働省のホームページにも掲載をいたしております。

それから、(2)の法律解釈に関する疑義照会についてでございます。この場合には、年金局から日本年金機構に対しまして疑義照会の回答を発出いたします。その後、日本年金機構におかれましては、本部から各ブロック本部、各事務センター、各年金事務所宛てに機構内のLANに掲載して周知を図っていただいております。

それから、疑義照会の回答の差替えを行ったものについては、特に注意を要するという ことで、指示・依頼による周知も併せて行っているところでございます。

それから、日本年金機構におきましては、法律解釈に関する疑義照会については、原則 としてホームページに内容を掲載することとしているところでございます。

なお、解釈変更により有利となる受給者等につきましては、機構のほうで把握できる方に対して御連絡し、再裁定などの必要な対応を行うと。それから、事案によりましては相談窓口での従来の説明で請求を行っていない方などに注意を喚起するために、ホームページなどにより呼びかけを行っているところでございます。

一番下に1つ、例を挙げておりますけれども、時効特例給付の関係ですが、60歳から64歳の間の厚生年金記録が判明した場合について、有利な解釈変更がされた際には以下のような周知を実施してございます。これは24年10月のことですけれども、機構で把握できる方に対しましては、できるだけ簡単に手続ができるよう、必要な書類をお受けいたしております。それから、機構のホームページにお知らせを掲載して、該当すると思われる場合は年金事務所で問い合わせるよう呼びかけを行っていただいたところでございます。

それでは、おめくりいただきまして2ページでございます。今般の死亡一時金の請求権の消滅時効について解釈変更した際の周知についてでございます。2ページは前回お出しした資料とほとんど変わっておりませんので、省略して説明させていただきますけれども、24年5月の項目、こちらは文書の名称などが具体的なものが入っておりませんので、そこにつきましては発番なども入れた形で少し詳しい記載とさせていただきました。

それでは、3ページを御覧ください。その際の周知についての対応でございます。まず

1番目、旧社会保険庁時代における平成20年11月時における対応ということでございます。 これにつきましては、社会保険庁内部に対しては社会保険庁LANに掲載して周知を行っ ております。一般への周知につきましては、行政内部での周知で足りるとの考えなどから 特に行われてはおりません。

それから、2番目の平成24年5月時における対応でございます。年金局におきましては一般向け広報については特に行ってございません。それから、機構に対しましての特段の指示は行わなかったところでございます。機構におきましては、本件が法律解釈に関する疑義照会であることから、ホームページへの掲載を予定しておりましたが、分かりやすい内容に変更するための作業に時間がかかっていたため、掲載されていなかったところでございます。ただ、こちらにつきましては、昨日、作業をいただきまして、現時点ではホームページの掲載はされているということでございます。

それから、4ページでございます。3といたしまして、法律解釈に関する疑義照会の周知についての今後の対応方針でございます。

まず(1)の日本年金機構内の周知について御説明いたします。まず①の疑義照会の周知の全体的な取組ですけれども、先ほど申し上げたように、機構LANまたは指示・依頼により取扱いを周知しているところですけれども、各拠点におきましては現在、職場内研修などの機会に随時確認を行っています。平成25年度11月までの実績ですと、全国の年金事務所で月平均857回、そういった研修などを実施しておられます。それから、疑義照会の回答の差替えの際は朝礼、定例ミーティングなどの場を活用し、周知徹底しております。平成25年度には全国の年金事務所で月平均1,205回実施されているところでございます。それから、今後につきましては、各拠点での実施を徹底するという観点から、朝礼などにより周知を行った結果を記録に残し、事後的に確認できるよう、指示・依頼の様式の見直しを行うこととしているところでございます。

それから、職員の研修におけるスキル向上の取組ということで、年金給付事務研修というものが年4回、本部において実施されておりますけれども、その中の事務処理誤り防止のための研修の教材に、疑義照会について盛り込まれているところでございます。その中の法令解釈の変更があった事例につきましては、さらに徹底して研修を実施する予定としているところでございます。

それから、(2)事業運営にかかわる方々への周知でございます。事業運営に御協力いた だいております市町村の皆様、それから、全国社会保険労務士会連合会とそこに所属して いる各社会保険労務士の皆様、それから事業主団体の皆様に対しまして、それぞれにかかわりのある法律解釈につきまして、年金局から積極的に通知等による周知を行いたいと思います。また、機構におきましても、事業運営に御協力をお願いする立場から、相談センターの運営などが行われておりますので、関連する団体内での周知の徹底について依頼を行うこととしてございます。

次に5ページです。一般の方への周知につきまして、権利義務に関わるものにつきましては、一般の方への周知を積極的に図ることとし、事案の性質によりまして以下のような方法のうちから、適切なものを検討して実施を行うこととしております。

まず①ですけれども、機構におきましてホームページにお知らせを掲載し、より周知の 必要度が高いと考えられるものについては、厚生労働省の記者クラブ等においてプレスリ リースを行うこととしてございます。

それから、日本年金機構において周知用のパンフレットなどを作成し、年金事務所等の 窓口で配付を行うということ。

それから、厚生労働省においても適宜プレスリリースなどを行うということ。

それから、④番ですけれども、障害年金に関わるものなど、特定の方への周知につきましては、医療関係団体など、関係する団体に周知を依頼するということにしてございます。

それから、⑤番ですけれども、機構において影響を受ける対象者を特定できる場合には、 日本年金機構から対象者へ直接の連絡を行うということになっております。

最後6ページでございます。今回の死亡一時金の請求権の消滅時効についての周知の方針でございます。日本年金機構内の周知につきましては、その周知を徹底し、一般の方からの問い合わせに対してきちんとした対応を行えるように取組を行っていただくこととしております。

それから、事業運営に関わる方への周知ですけれども、市町村に通知をさせていただきまして、新たな取扱いを周知するとともに、平成24年5月、これは解釈変更が行われたタイミングですけれども、それから今までの間に、今回請求を認めることとしたケースに該当した者を把握している場合には、年金事務所に相談するよう呼びかけをお願いさせていただいたところでございます。それから、全国社会保険労務士会連合会にも新たな取扱いの周知等について協力を要請いたしました。

こちら、参考資料、1枚ものの裏表の印刷のものでお配りしておりますので、御覧いただければと思いますけれども、昨日、3月27日に厚生労働省において、今回の請求期間の

取扱いについての変更のお知らせをさせていただいてございます。報道関係の皆様にも積極的な周知と、それから年金事務所への相談についての協力をお願いさせていただきました。

裏面についておりますのは、厚生労働省から日本年金機構宛ての通知そのものでございます。この中で1として請求期間の取扱い、それから2として、24年5月1日以降に一時金の請求等があった事例の取扱いについて記載させていただいたところでございます。

先ほどの説明資料にお戻りいただきたいと思います。(2)のところまで御説明いたしましたけれども、一般の方への周知につきましては、機構においてホームページにお知らせを掲載し、年金事務所への問い合わせについても呼びかけを行うこととしてございます。

②は先ほど御覧いただきましたプレスリリースでございます。

それから③のところですけれども、個別に対象となり得たものにつきまして、機構において保存されている書類などを確認し、支給対象となる場合には個別に御連絡の上、支給のための手続を進めることとしてございます。

そのほか関係機関へ周知の協力を要請してまいりたいと思っております。

資料についての説明は以上でございます。

【郷原委員長】 ただいまの御説明に関して御質問があればお願いいたします。

【吉山委員】 御説明ありがとうございました。

3ページ目の(2)で、まず①として、旧社保庁の時代なのですけれども、一般の方々への周知等は一切していなかったのでしょうか。例えば法改正とか疑義照会関係は。

【池上給付事業室長】 制度改正に伴うものは現在と同じように年金局から市町村に向けての通知といったものもあったかと思います。ここに書いておりますのは、法律解釈に関する疑義照会の取扱いということでございますけれども、現在確認している範囲では特段行われていなかったものと考えてございます。

【吉山委員】 現在確認なさっているということは、何件ぐらいあったんですか。例えば1年間にどのぐらいあったとか。

【池上給付事業室長】 こちら、死亡一時金の請求権の消滅時効について、初めの解釈を示したときの経緯でございますので、ちょっとそれ以外のものに係る周知については確認できてございません。

【吉山委員】 それ以外のことは周知していたかどうか調べていらっしゃらないという ことですね。 【池上給付事業室長】 はい。申し訳ございません。

【吉山委員】 死亡一時金に関してはこのとき変更があっただけ?

【池上給付事業室長】 はい。さようでございます。

【吉山委員】 その後の②なのですけれども、「また」以降、「日本年金機構に対し、特 段の指示は行わなかった」というのは、これは例えば重要だから必ず年金事務所に全部通 知するようにとか、そういう指示をしなかったという意味でしょうか。

【池上給付事業室長】 はい。先ほどの現状のところで少し御説明させていただきましたけれども、機構内への周知、それからホームページへの掲載ということが現状として行われている中で、本件について特段の指示というのはさせていただかなかったところでございます。

【吉山委員】 なるほど。そうしますと、日本年金機構の方にお尋ねしますが、その下の丸の中で、「本件が法律解釈に関する疑義照会であることから、ホームページへの掲載を予定していた」とあるのですけれども、これは速やかに掲載しようとなさったのでしょうか。時間がかかったとありますが。

【大澤理事】 前回もお話し申し上げましたけれども、当時は指示・依頼の内容そのものをお示ししますと、一般の国民の方にとっては分かりづらいだろうということで、表現を工夫するなりの作業をやった上でホームページに掲載をしておりました。したがいまして、この24年5月時点での指示・依頼については、分かりやすい表現に直すという作業を順番にやっておりましたので、それができなかったということでありますけれども、先ほど厚生労働省から御説明がありましたように、前回の御指摘もありましたので、これは昨日までに公表をさせていただいております。

【吉山委員】 作業量が多いというか、件数が多いということは、昨日までにこの死亡 一時金のことをホームページにアップしたのでしたら、その前からたまっている案件というのもあったのでしょうか。

【大澤理事】 平成23年度から、機構におきまして、疑義照会についてのホームページ 掲載を始めておりまして、平成23年度時点で扱ったものについては、その時点で既に全て 公表させていただいていたのですが、24年度以降については作業の遅れによりまして若干 たまっていたものがございました。それを昨日までの間に全て公表させていただいたとこ ろでございます。

【吉山委員】 はい、わかりました。

【郷原委員長】 一般の人に対しては分かりやすく書かないと、それは分かってもらえないと思うのですけれども、社会保険労務士というこの分野の専門家の方々もいらっしゃるわけですよね。そういう方々には、専門家に分かってもらえるような表現でも別に問題ないと思うのですよ。ところが、現状はそういう社会保険労務士の方々にも疑義照会の差替えとか、疑義照会の結果などがホームページで公開されないという状況で、何も公開、周知の手段が講じられていなかったということではないかと思うのですが、そういうことですね。

【大澤理事】 例えば年金相談センターを委託しているわけでございますけれども、年金相談センターに携わっている方々については、私どもが共有している疑義照会の内容はタイムリーに提供させていただいております。それ以外の社会保険労務士さんの方々一般についてはホームページにそのようなバナーが貼ってあって、そこに随時提供することにしているのですが、それは先ほども申し上げましたように若干作業が遅れておりまして、これまでは提供できなかったものがあるのですけれども、前回の御指摘もありましたので、あまり加工せずに、できる限り原文のまま、昨日までの間に全て公表を終えたところでございます。

【郷原委員長】 ということは、社会保険労務士の人たちへの周知の在り方というのは、 一般の人たちと同じレベルまで分かりやすくしないといけないと、そういう考えだったわ けですね。今までは。

【大澤理事】 これまではなるべく分かりやすい表現に改めたいということでやっておりました。

【郷原委員長】 どうなのですかね、その辺り。社会保険労務士の立場からすると。

【吉山委員】 確かに文章は読みにくいんですけれども、ただ、内容を易しくするよりは、早く情報が欲しいというのが本心です。

【岸村委員】 そうしますと、この24年当時の取扱いですが、この年金業務監視委員会がもう始まっていまして、私も一市町村の現場の感覚というものを主体に発言をさせていただいていまして、再三、市町村全体として年金相談、いわゆる疑義照会に対するスピードもレベルも落ちている危惧があると。そういう意味では市町村もきちんと意識した上で対応するべきではないかという趣旨を再三、いろいろな場面で発言させていただいてきたかと思うのですが、これについては、市町村が全く知らない状態というふうに読めるのですが、そのとおりでしょうか。

【向山年金給付部長】 従来、疑義解釈というようなものは、ある意味参考情報というような位置付けをしていたという整理でございまして、先ほど来、説明がありましたような制度改正とか、それから、そのときそのときで業務に必要な情報というのは通知の形で出しているということもありましょうけど、この疑義解釈に関して言えば、そこの部分というのは十分ではなかったというところがあると思います。

【岸村委員】 そうすると、市町村に通知するのとしないのとの区別というのでしょうか、その基準みたいなものがあってそうされているのか、案件の中身でこういうものはよいだろうという御判断なのか。つまり、疑義照会に関しては大方――大方というのは言い過ぎですが、市町村発で問い合わせが入るのが普通なのですね。従来であれば。今現在がどうかということは分からないところがありますけれども、その辺がちょっと残念な気がしているのですけれども、いかがでしょうか。

【向山年金給付部長】 先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、指示・依頼と申しますのは内部の文書の事務の取扱いを示したものですね。それについては関係団体に周知をする必要があるもの、ないものというのを、出す際に判断をして、必要なものを提供させていただいているという取扱いをしていると。おっしゃったように、確かに実際個々に挙がってくる疑義解釈については、一番の発信源は、最初に受付をされている市町村の窓口ということであって、それに対するフィードバックというものが十分ではないという御指摘について、おっしゃっているところはよく理解できます。今後考えていく必要があると思います。

【池上給付事業室長】 市町村の皆様へのお知らせに関しまして、これまで制度改正に つきましてはそういう形で厚生労働省からもさせていただいていたのですけれども、先ほ ど少し御説明させていただきましたとおり、特に厚生年金というよりは国民年金が中心に なろうかと思いますけれども、市町村の皆様に携わっていただいている分野の疑義照会に つきましては、今後、年金局のほうから積極的に通知などで周知をさせていただきたいと 思っております。

【郷原委員長】 この説明資料を見ると、周知についての現状と、今後どうしていくのかということが、どう違うのかよく分からないものですから、事前に説明に来ていただいたときにちょっと聞いたら、現状は、一応、ここに書かれているように、疑義照会の回答の差替えを行ったものについては指示・依頼による周知も併せて行っているとのことなのですけど、実際には担当課のリーダークラスの人に伝わっているだけで、あとは現場の担

当者の人たち、末端にまで伝わっているかどうかが確認できていない。だから、実際には 知らない人がいても全然不思議ではない状態だったということですよね。事前に説明して もらったところでは。

【大澤理事】 お手元の資料の4ページを少し御覧いただきたいと思います。4ページの3の(1)の①に記載がございますが、委員長がおっしゃいますように、指示・依頼を発出するということでありますけれども、その際に実は、私どもの内部の要領上は、その内容について各拠点で職場内研修等の機会で随時確認をするなり、あるいは特に疑義照会の回答の差替えの際には、朝礼、定例ミーティング等の場を活用していただいて、例えば年金相談窓口をやっておられる一般の末端職員も含めて全員が参加する朝礼等の場におきまして周知をするということを一応規則上は定めているのですが、委員長がおっしゃいますように、それが実際行われているかどうかという確認が、これは必ずしもできませんでした。したがいまして、そこにございますように、今後は朝礼等による周知を行った結果を記録に残して、事後的に確認できるような指示・依頼の様式の見直しをこの機会に考えさせていただきたいと考えております。

【郷原委員長】 時効特例給付の問題の際に、地方の年金事務所の現場は相当改善されてきたのだけれども、本部のほうに問題があったということを理事長がおっしゃったのを記憶しているんですが、とはいっても、あれだけ不統一、不公平が指摘されたわけですから、日本年金機構の業務全体の中で、また不統一、不公平というのが生じることがないように十分な措置をとってもらったのだろうと思っていたのですね。ところが、今回明らかになったことは、あの問題とはちょっと違うのですけれども、解釈が変更されたことも周知されていない。ですから、その前と後がどうなっているのか、あるいはその解釈変更された後の取扱いが不公平なのか不統一なのかも分からないという状況だったとしか思えないのですが、その辺りはどうお考えですか。

【水島理事長】 時効特例給付の際の不統一の問題に関しましては、時効特例給付の内部、300万件の中では不統一があるかないかというのは全部チェックをいたしました。その上で、当時申し上げましたのは、本部の中にマニュアル等の整備が十分でないという面がございましたので、このマニュアルの整備を急ぐということを申し上げたわけでございます。

今回に関しましては、確かに末端まで内容の理解が行き届いていなかったということに ついては大変申し訳ないと思いますし、これについて今、大澤理事が申し上げましたとお り、新たな対処をとらなければならないと考えております。ただ、知らなかったということ、あるいは勉強不足だったということは是正をすべき点でございますが、取扱いの内容について、事務所に対してこういう取扱いをしなさいということを指示していたことは事実でございまして、この事務所の取扱いに関しては徹底の問題だというふうに考えております。したがいまして、これについてより徹底を図るべく、内部の見直しを一層進めていかなければならないと考えております。

それから、先ほど、疑義照会の周知の問題でございますが、実は、23年度以降、約二百数十件の開示は既にいたしておりまして、今回、追加的に開示したのは18件でございます。したがいまして、全くやっていなかったということではございませんで、多くのものは開示をしてきたということでございまして、たまたま――たまたまという申し上げ方は大変妥当性を欠きますが、今のこの問題に関しましては、開示が行われていなかったということでございまして、これについては深く反省をしなければならないと思っております。

したがいまして、昨日までに私が強く指示をいたしまして、全件の開示を済ませたという状況にございます。今後に関しましても速やかな開示に努めてまいりたいと思っております。

【郷原委員長】 高山さん、よろしいですか。

【高山委員長代理】 では、1つだけ。私、今までプレスリリースは幾つか見てきました。今回、一番下に、「報道関係各位へのお願い」がついています。このようなお願いを見るのは私としては初めてです。今回の事案の重要性に鑑みて、下段にこのようなお願いの文章をつけたと思いますが、この文章をつけたことの効果はいかがでしたか。実際に報道関係各社がこの問題をどのように報道なさったのか。この点はどうなっていますか。

【池上給付事業室長】 今朝、紙面を確認いたしました。それで、残念ではあるのですけれども、今回、直ちに新聞のほうでこれを取り上げていただいたものはなかったわけでございますけれども、ただ、今後、紙面が空くようなタイミングですとか、あるいは生活面などですね、そういうようなところ……。失礼いたしました。時事通信のほうでネット版の記事の配信はしていただいてございます。あとは、生活面での掲載など、そのようなところも今後個別に記者の皆様にもお話をしていく中でお願いしていきたいと思ってございます。

【郷原委員長】 解釈の変更がどのようなレベルで、どういう判断で行われたのかということを前回もお聞きしたかと思うので、これは確認ですけれども、2年前の疑義照会差

替えの解釈変更ですね、この際はそのプロセスについてどこまでのレベルで、どういう判断が行われたのかということについての書類は残されていないということですね。

【池上給付事業室長】 はい。書類といたしましては、決裁がございまして、補佐までの決裁になっております。ただ、いろいろお話を伺う中で、室長まで方針について相談を行われたものと認識してございます。

ただ、その後、時効特例給付の関係もございまして、この委員会の中でも御指摘、御指導をいただきまして、現在では疑義解釈につきましては課長・室長レベルまで決裁を取って内容を徹底するというふうに改善いたしたところでございます。

【郷原委員長】 死亡一時金については、その解釈変更の段階で、結果的には後でまた 取扱いを変更されざるを得ないような判断が行われたということになるわけですけれども、 それが少なくとも当時は課長補佐クラスで決められ、書類上は室長まで話が上がっている かどうかすら分からないと。そういうような形で、国民の権利義務に重要な影響を生じる ような解釈変更が行われるということ自体が私は問題だったと思うのですが、その辺はい かがでしょうか。

【池上給付事業室長】 制度を所管する立場ということで、時効の起算という問題では ございますけれども、国民年金法上の権利ということで所管する厚生労働省におきまして 検討して結論を出すということにつきましては、我々の取組としてお認めいただければと 思っております。

【郷原委員長】 何かちょっとよく分からないですけど。その答えが。むしろ審議官に答えていただいたほうがいいかと。

【樽見年金管理審議官】 御指摘がありましたけれども、国民の権利義務に影響が及ぶ というものについて、率直に申し上げて、その時の書類が残っていないということも含め て、どのレベルでどうしたかということの後付けができないというのは残念というか、申 し訳ないことだと思います。

そういうことで、私どもは、その後、そういう内部の稟議についても手続をとるという 扱いをしているところでございますけれども、中身の判断ということについては、その時 にそういう判断をしたということであるということを今、室長は申し上げたというだけの ことだろうと思いますけれども、この辺、特に今回、この死亡一時金の請求期間の取扱い 変更を行ったということも含めて、こういう解釈変更を行うというときに、いろいろな可 能性について思いをいたして取り組まなければならないということは、引き続いて私ども は、しっかりと胸に置いて対応しなければいけないと感じているところでございます。

【村岡委員】 先ほどの高山委員の御質問についてですけど、私の記憶違いでなければ、 たしか朝日新聞に前回の委員会の記事として載っていて、この内容は載っているのですけれども、多分、あの記事を関係する方がお読みになるとは思えないんですよね。いや、別にこれは誰の責任という意味じゃなくて、あの記事はこの委員会の議論の状況を報告しますという形で載っていますから、実際に関係する方がおられたとしても、一般の方がお読みになるかというと、多分お読みにならない。

一般の方に対する周知をどこまでやればいいかというのは、例の消えた年金の問題と同じで、徹底的にやればやるほどよいのでしょうけど、コストがかかるということもあるので、その辺はよくお考えいただきたいのですけれども、もし仮に徹底的にやるとすれば、新聞に「失踪宣告を受けた遺族の方に」とか、「あなたは遺族年金をもらえる可能性がありますよ」というぐらいの、ちょっと言葉は悪いのですけど、どぎつい広告を出さない限り、法律の解釈が変わりましたとか何とか言われても、一般の方はお読みにならないと思うのですが、その辺はどこまでやるのがいいかというのは、コストとパフォーマンスとの関係なのでよくお考えいただければよいと思うのですけれども。

【郷原委員長】 死亡一時金というのは、年金を受給していない人の遺族がもらうお金なので。

【樽見年金管理審議官】 受給していない、あるいは受給できない。

【郷原委員長】 ですから、気が付かない場合が結構あるのではないかと思うのですね。 自分がもらえるということに。これは市町村の現場にも関係してくると思うのですが、亡 くなった親族の方は年金をもらわれていなかったけれども、死亡一時金がもらえるのです よという周知ですね。それ自体は行われているのですか。行われているのであれば、どう いう形で。

【薄井副理事長】 もちろん年金制度のパンフレットなどを御覧いただく場合には、死亡一時金についてはそういう記述はございます。ただ、亡くなられた方に個別に死亡一時金の請求の御案内ということは、していない。制度としてそうなるということは当然周知をいたしております。

【郷原委員長】 今回の取扱いの変更に関して、死亡一時金は掛け捨ての防止という観点から設けられている制度だという説明をされたのですが、そうだとすると、掛け捨てを防止するためにそういう死亡された方、死亡一時金の権利がある方が請求されているかど

うかということを、確かめるべきではないのですか。

【薄井副理事長】 これから将来、そういうお知らせをすることにかかるコストと、先ほど村岡委員がおっしゃったお話につながると思いますけれども、今までは必ずしも死亡された方の承継者についての情報が私どもに全部入るという格好では必ずしもないのですね、ただ、最近、住基情報もいただきながら、そういう情報もある程度入ってくるという形になってきておりますので、そういうことを踏まえて、どのようなことで考えていくかということだろうと思います。

【郷原委員長】 民間の生保とか損保であれば、権利がある人が権利を行使しなかったから払わないでよいということにはならないわけですよね。不払というのは業務改善命令とか業務停止命令すら受けかねないような問題になるわけですけど、それが本来、死亡一時金がもらえるはずの人が、たくさんその権利を失っているのだとすると、私はちょっと放置できない問題ではないかと思うんですが、その辺は今まであまり検討されたことがなかったのですか。

【樽見年金管理審議官】 すみません、率直に申し上げて、年金制度の中で、民間のほうでの、いわゆる不払の問題がありまして、そういうことも含めて承知をしておりますけれども、年金のほうでは正に基本的には請求に応じてお支払をするという仕組みでやっておるという中で対応してきたということでございます。ただ、実際、老齢年金で支給開始年齢が近くなりますと、年金に加入しておられる方に、いわゆるターンアラウンドという形で、こういう紙で手続をして下さいということを日本年金機構のほうからお送りをするというようなことはやっておりますけれども、そこは率直に申し上げて、その請求主義という中で整理をしてきたということだと考えています。

【郷原委員長】 請求主義ということを強調されるのであれば、制度とか時効の解釈などもそれに応じたものでなければいけないと思うのですよ。

【樽見年金管理審議官】 ええ。一方でそれだけのPRをすべきであるということにはなりますので、年金制度に入られるとき、その他、あるいは最近で言いますと定期便とか、あるいは毎年送っております年金額改定通知とか、あるいは加入者も含めて、いろいろなお知らせをする機会にどういうお知らせをしていくかということを含めて、さらに考えていくということかなというふうに今、思った次第でございます。

【水島理事長】 今、副理事長が申し上げましたとおり、私どもで住基等との突合わせで死亡情報が取れるようになってきております。これを活用して、3年前から御遺族の方

に手続をお願いする文書の送付を一部始めておりますので、この情報と死亡一時金、ある いは遺族年金等とのリンクといいますか、お客様への通知も含めまして、どのように考え ていくかということは今後の課題として検討をしたいと思います。

【郷原委員長】 今後の課題ということでもあるんですけれども、これまでの運用がそういう制度の面で適切だったのかということで再検討する必要もあるのではないかと思うのですね。例えば、1つの例としては、東日本大震災の死亡の推定ですね。3か月で死亡が推定される、これは遺族年金を早くもらいたいという人にとっては、そのほうが都合がよいのですけれども、なかなか自分の肉親の死を認めたくない、遺体が発見されないからそのままにしておきたいという人にとっては、全然、亡くなったという認識がないから、3か月たった時点以降、1年も2年も請求が遅れてしまう可能性がある。そうすると時効ですよね。

そういう制度の立て方自体が、死亡一時金を漏れなく支給するということに関しては非常に冷たいやり方なのではないかという気がするのですね。その発想と、消滅時効が失踪宣告の申立てが可能なときから時効が進行するという考え方、私は共通していると思うんですね。やはりその制度の立て方と、請求主義と言われるところがきちんとパラレルになっていかないといけないと思うのですよ。

【樽見年金管理審議官】 正に請求主義の考え方ということで制度が立てられているということと、それと同時に、国民の皆様に入っていただいて保険料を納めていただいて、しかも場合によっては強制徴収というようなこともするわけですから、それをできるだけ受けていただけるような、そういう形の周知を図っていくというのは、大きな立てつけとしてはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、一方で、これまでそういう請求主義という考え方に基づいて、制度もそうですし、 運用もやってきたということがありますので、そこをどういう形で、正に先ほど申し上げ たようにターンアラウンドのお知らせをする、それからいろいろな形で、こちらからアプローチできる方についてはアプローチをして、請求を促すということも含めて少しずつ取り組んできておりますので、今、理事長のほうから、亡くなられた方については課題としてということでありましたけれども、考え方としては、先ほど、請求主義ということをちょっと強く申し上げ過ぎたかもしれませんけれども、加入者の方々に我々からアプローチしていくという方向に向かっているというのは事実だと思いますので、そういう中でどれだけのことができるかということを引き続き考えていくということだろうと思っておりま す。

【郷原委員長】 ほかにいかがですか。

【吉山委員】 今、住基ネットの話が出たのですが、市町村の窓口の協力で、亡くなった方の関係者へ直接、死亡一時金などのお知らせを配ってもらうということはできないんでしょうか。

【薄井副理事長】 具体的な手法については、先ほど理事長が申し上げたように、ちょっと検討しなければいけない話だと思いますけれども、現役の被保険者、国民年金の1号被保険者であれば、多分、亡くなられたときは市町村にその情報が入ってきてという形だと思うのですね、一方で、それ以外の期間、その時点では例えば2号であった方というのは、市町村に直接という形にならないので、具体的にどういう方法が考えられるかということで検討しなければいけないと思っています。

【郷原委員長】 先ほどちょっとお聞きした、東日本大震災の行方不明者で死亡と推定された人について、きちんと死亡一時金が払われているかどうかということについて調査はされているのでしょうか。

【大澤理事】 今の時点ではその調査をしたかどうか確認をとれておりません。

【郷原委員長】 というのは、これは今回の問題と同じような性格の問題だと思うのですよ。時効の起算点を早めているのですよね。早めているということは、失権してしまう可能性が相当あるわけですよ。そこに対するフォローをしておかずに、東日本大震災で家族を亡くした人、特に行方不明者を抱えた家族が、もらえるはずの死亡一時金すらもらえなかったというケースが1件でもあれば、やはり私は非常に大きな問題だと思うのですよ。それに対して時効の起算点を早めるときに、そういうおそれに対するケアが行われていないということが私はちょっとおかしいと思うのですね。

【樽見年金管理審議官】 それにつきましては、時効という観点で、例えば、そろそろ時効にかかるので気を付けて下さいということを2年3か月たったときにお送りしたりすればよかったと思わないではないですが、私どもの当時の考え方を、私なりに忖度をして申し上げますと、そのときに死亡にかかる給付については請求の特例ができますと。3か月で支払ができる。そのときには、例えばこのような書類を提出してくださいとか、ちょっと今、手元にそのときのプレスリリース等はないのですけれども、そのようなお知らせをしたということだと思います。ですので、それで給付についての周知を当時はそれなりにやったという整理だと思います。

【郷原委員長】 当時の周知はそれなりに行われたのでしょうが、実際に行方不明者を 抱えた家族の人が、どういう請求をしたのか分からないですよね。確かめないと、そうい う人がいるのかいないのかわからないではないですか。それは今からでも調査する必要が あるのではないですか。

消滅時効によりもらえないということにするためには、時効の援用が必要なわけですよね。その考え方を前提にすれば、時効消滅も去年の6月になるわけですけれども、厚労省のほうで時効を援用するかどうか再検討する余地はあるではないですか。ということは、その前提として、そもそもそういう死亡一時金をもらい損ねている人がいるかどうかという実態調査をしないと話が始まらないではないですか。

【樽見年金管理審議官】 ちょっとよく考えてみたいと思いますが、基本的に先ほど申し上げた年金あるいは死亡一時金も含めて、請求に応じてお支払をしているという制度の立てつけとの関係で言いますと、実際、これに限らず、請求していないので給付を受けていらっしゃらないという方はいらっしゃるわけで、全体としてさっき申し上げたように、できるだけこちらからアプローチをするという方向の流れにはなっているとは思いますけれども、支給を受けていらっしゃらない方がいるというところを調べて、それを掘り起こして、皆さんが受給できるようにするというところまで、することがよいのかどうかについては、よく考えさせていただきたいと思います。

【郷原委員長】 一般論としてはそうだと思うのですが、私は少なくとも、この東日本 大震災のあの特例措置というのは、今までの震災、災害では行われていなかった措置であ るだけに、そういう調査はきちんと行う必要があるのではないかと思うのですが、それは 結局どうするのですか。その調査をするのですか、しないのですか。

【樽見年金管理審議官】 例えば調査をするとしてもどのような形でするかということ について、ちょっと今よく分かりませんので、そういうことを含めて少し検討させていた だきたいと思います。

【郷原委員長】 今日が最後の年金業務監視委員会なので、検討したいと言われても、 もう次回がないものですから、我々に説明、報告をしていただく機会がないのですが、ど うするというのでしょうか。

【濱西年金業務監視委員会事務室長】 それでは、まず厚労省から回答をいただいて、 それを委員の皆さん方にお知らせをさせていただきたいと思います。

【郷原委員長】 回答とは何の回答ですか。

【濱西年金業務監視委員会事務室長】 厚労省のほうから今、考えさせてほしいとおっしゃいましたので、その考えた結果というのですかね、その回答だと思っているのですけれども。

【郷原委員長】 今日28日で、月曜日が31日なんですが、31日に回答が来るということですか。

【濱西年金業務監視委員会事務室長】 いや、それまでに間に合うかどうか分からないのですが、4月以降になりましても、それは送らせていただきたいと思っているのですけれども。

【郷原委員長】 いや、4月以降はもう委員会はないのです。

【濱西年金業務監視委員会事務室長】 それは分かります。

【郷原委員長】 元委員でしかないのですけれども、その立場に対してそういう回答を 送ってもらってもあまり意味がないと思うのですけれども。

【吉山委員】 東日本大震災のときに、何で見たかうろ覚えなのですけれども、年金の 裁定請求の手続について、かなり簡略化したやり方というのが出ていたのではないかと思 います。今までよりも添付書類が少なかったのか、どこでもすぐ受け付けられるようにし たのか、何かそういうことが確かにあったような気もしますが、ただ、その広報を一般の 国民の方々が皆さん見ているとは限らないので、先ほどの話に戻るのですけれども、もう 少し大々的な広告をまずしてもらって、こういう年金がもらえます、若しくは一時金がも らえますという案内により、周知徹底をお願いしたいと思います。

【郷原委員長】 では、とりあえず、先ほどの時効については、東日本大震災の行方不明者で死亡と推定された人の遺族が、死亡一時金を消滅時効によってもらえなくなっているケースがあるかないかということを調査するかどうか、これは検討するということですね。それは間違いないのですね。それは31日に、もし検討結果が出れば、我々のところに何らかの形で知らせていただくということですか。

【樽見年金管理審議官】 率直に申し上げて、31日というと、来週の月曜日ですので、 私どもから、例えば総務省の事務局に結果を申し上げるのは、ちょっと難しいのではない かなとは思います。

【郷原委員長】 ということは、我々としては、もうあとは総務大臣にお任せするしかないということでしょうか。適切にその答えを受け止めていただいて、適切な措置をとっていただくことを我々の意見として総務大臣に申し上げておくということでしょうか。

【渡会行政評価局長】 そういうことになろうかと思います。

【村岡委員】 ちょっとよろしいですか。口を挟んで申し訳ないのですけど、調査云々については確かに、どれだけのことをやらなければいけないか、手順をいろいろ御検討にならなくてはいけないですから、今日明日すぐお返事になるというのは多分難しいと私は想像しますし、また、委員長がおっしゃるように、だからできませんと言われてもどうしようもないわけですけど、吉山委員がおっしゃった広告を出すか出さないか、これぐらいは1日、2日で決心していただけるのではないかと思うのですけど、いかがですか。

【大西事業管理課長】 お金のかからない広告、厚生労働省のホームページに掲載する というようなことはもちろん可能でございますが、例えば新聞に広告を掲載していただく というようなことですと予算が必要になって、それは直ちには結論が出ないということで ございます。

【樽見年金管理審議官】 そういう意味で言うと、お金がかかるほうばかりが頭にありましたけど、お金がかからない形での周知というのは、正に今もそういうお話がありましたので、もうちょっとよくやるという方向でやります。

【郷原委員長】 もう時間がなくなってきたものですから、そろそろこの問題については総括といいましょうか、我々としての評価をしておきたいと思うのですが、まず、第一に、そもそも今回、前回の委員会の参考人の方から、失踪宣告の場合の消滅時効の起算点の考え方がおかしいのではないかと、厚労省の考え方は間違っているのではないかという指摘があったわけです。これについては吉山委員のほうからも、そういう方向での意見があり、私も全く同意見ですが、この点について特にほかの委員の方々に何か異論があれば。

(「大丈夫です」の声あり)

【郷原委員長】 ありませんか。まあ、常識で考えても、やはりそれはおかしいと我々は思うところです。

それから、2番目に、今回、時効の起算点についての考え方は維持されたまま、審判確定日から2年以内の請求については時効を援用しないという措置が行われた。それについての一般への周知などについて今日報告があったのですが、これについては一応、我々委員会の指摘を踏まえて、できる限りのことは行われたという評価でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【郷原委員長】 それから、もう1点が、そもそも、2年前に行われた解釈変更が国民 に全く周知されず、そして機構の内部でも十分に徹底していなかったという問題について、 いろいろ今回、改善措置がとられたようですが、現時点においてはできる限りの措置がと られていると。ただ、まだまだ実際にどれだけ現場で理解していただけるかということに ついていろいろ問題もあるので、引き続き努力していただきたいと。

というところが今回の問題についての現時点の総括ということになろうかと思います。 これに派生して、この問題に関連して出てきた、東日本大震災の行方不明者の死亡推定 者の死亡一時金の問題は、厚労省のほうで至急検討していただくということで、我々とし てはそれを受け止めて、総務大臣に意見を申し上げたいと思います。

何かほかに最後に。

【岸村委員】 では、すみません、この関連といえばこの関連なのですけれども、最後の機会ということで、私も今日、幾つか現場にいる人間に、今どうですかという取材を電話でちょっとさせていただいたのですね。一つは、やはり当初から危惧している、いわゆる機構の事務所の方のスキルが依然としてまだ課題ですよと。それは当然、一人前に育てるのは大変なのですが、その理由はやはり人が代わりすぎていると。つまり定着にすごく課題があるのではないでしょうかと。そのことが原因で市町村も今、役割分担の中でかなり中途半端な状態にありますから、人を育てにくいのですが、疑義に対しての結論がすぐ出ない。これは全部、少なくとも本部までは行き、場合によっては厚労省に行く。それからまた上流から下流に落ちてくる。途中でその疑問が扱いから消えてしまったり、すごい時間がかかってしまったりし、要するに、今いらっしゃるお客様に回答できないと、こういうのがいまだにありますと。

あと、ものによって文書というのはルールがあって周知されます。今度の改善にはすごく期待をさせていただきたいのですが、今まで、例えば事務所止まり、市町村内、逆にものによっては市町村だけに来ていて、そのことで事務所の方とお話ししようとすると、そんな文書見たことがないと。現実には何か基準があって使い分けがあるのですが、必ずそういう共通の話題のときに片一方しか見ていないと。では、そういうものがあるのであれば、見せてくださいと言うと、これは見せられませんというような回答がいまだにあるのですよと。

そういう意味では是非、これは先ほどの話とも関連して一緒にやっている皆さんとどのように共有していくかという中で、いろいろなものを点検していただいて、極力早く共通の理解が得られるような改善を行っていただければなと。これは私の意見というよりは現場の意見ということで受け止めていただければと思います。

## 【郷原委員長】 ほかにありませんか。

本来ならば最後ですのでお一人お一人から意見を聞きたいところだったんですけど、ちょっと時間がなくなってしまいまして、特になければこれで本日の年金業務監視委員会を終わりにしたいと思います。

4年間にわたってありがとうございました。

(これにより議事が非公開となったため、議事録は当面の間公開しない)